

# 理事長の旅費・交通費規程

学校法人 鎮西学院

## 理事長の旅費・交通費規程

第1条 この規程は、公務のため出張する理事長に対する旅費・交通費の支給に関し、必要な事項を定める。

第2条 この規程において、旅費とは宿泊を伴う出張の費用をいい、交通費とは日帰りの出張費用をいう。

第3条 この規程は、国内出張について定めるものであり、外国出張の場合はこの規程に準じ、その都度実情に応じ決定する。

第4条 支給する旅費・交通費は、鉄道、船舶、バス、タクシー、航空機の各運賃(料金を含む)並びに日当、宿泊料の合計額とする。

第5条 旅費・交通費は、下記の表の区分により支給する。

運賃(含む料金)	日 当	宿 泊 料
実 費	(1日につき) 2,500円	(1泊) 11,000円

第6条 日帰り出張旅費は、下記の表により支給する。

運賃(含む料金)	日 当
実 費	(1日につき) 1,800円

第7条 運賃は、距離・経費が最短、最低のものを基準として計算するものとする。

第8条 出張にあたり、必要な場合は所要費用の概算額を支給することができる。

この場合は、帰着後速やかに証拠書類(請求書・領収書等)を添付して精算しなければならない。

第9条 旅費・交通費につき外部団体よりの指示、協定ある場合は、本規程によらず、その指示額、協定額を支給する。この場合、それに関する書面を添付しなければならない。

第 10 条 この規程によることが、著しく困難な場合は実情を考慮し、かつ、他の例も勘案して支給することができる。

第 11 条 この規程の改廃は、理事会の議を経て行う。

附 則

この規程は、2008年4月1日から施行する。

この規程は、2015年5月28日から施行する